

〔研究ノート〕

## 中国語の法学用語 I

坂 根 慶 子

- 1 はじめに
- 2 日本語の法学用語
  - 2-1 新漢語の成立過程
  - 2-2 新漢語の特徴
  - 2-3 法学用語としての新漢語の成立
  - 2-4 新漢語の効果
- 3 新漢語の中国語への浸透
  - 3-1 清朝知識人の役割
  - 3-2 清朝留学生の役割
- 4 中国語の法学用語
  - 4-1 中国語における外来語
  - 4-2 外来語としての日本語
  - 4-3 法学用語における日中共通語彙
- 5 おわりに

### 1 はじめに

中国語を第一言語とする留学生<sup>(1)</sup>が日本語学習において比較的容易に習得するのは、「読む、書く、話す、聞く」という言語の四技能のうち、「読む、書く」の分野、特に漢語語彙の部分である。これは学部、大学院での学習に引き継がれ、社会科学関係の用語、特に法学用語の理解と習得の速度は顕著である。その理由は法学用語の多くが日中両言語に共通な語彙で占められており、また、その多くが主として明治期に造られた「新漢

語]「和製漢語」<sup>(2)</sup>として知られる語彙だからである。この事実は、法学を学ぶ留学生にとって非常な利点であり、法学部の留学生教育において特筆すべき点である。しかしながら、日本の法学関連分野において、この方面の研究は多くない。

本稿ではこのような状況を踏まえ、中国語における法学用語を日本語の法学用語との関係から通史的に述べ、法学関係者と留学生教育関係者に一つの教育の方向を示したい。

## 2 日本語の法学用語

日本語の法学用語について述べるにあたり、近代法学用語の多くの部分を占める新漢語の成立過程と特徴について触れる。

### 2-1 新漢語の成立過程

法学用語である「権利」「義務」のような新漢語が、主として江戸末期から明治20年頃までに造られたのは、政府と時代が近代化を促進するために洋学の知識を吸収しようとしたことと密接な関連がある。西欧の制度や学術上の概念、知識、事物等を取り入れる際に、それらを表す西欧語を今日行っているようにそのままカタカナ語にして使用するのではなく、漢語に直して使用した。それが新漢語と呼ばれる漢語であり、その多くが西欧の学術を学んだ明治の知識人の造語である。通説として今日知られている新漢語とその考案者として代表的なものを挙げると、西周の「哲学」、福沢諭吉の「演説」、中江兆民の「象徴」がある。後述するが、法学用語の成立過程については穂積陳重の『法窓夜話』に詳しい。

新漢語を造語した明治の知識人の学術・知識の深遠さは上記三者から推察できよう。これら碩学の共通項は、西欧の学術に対する造詣が深く、一ヶ国語以上の西欧近代語に精通していて、なおかつ漢籍の素養のあった点である。以上の必要十分条件を満たしている考案者によってして初めて新

漢語が生まれたのである。新漢語をその語構成及び由来に基づき特徴を分析すると、この点がより明確になる。そこで次に新漢語の特徴について述べる。

## 2-2 新漢語の特徴

新漢語の分類には、山田孝雄はじめ、日本語学関係の文献にいくつかの分類が見え<sup>(3)</sup>、その多くは新漢語を1) 新造語 2) 借用語 3) 転用語の三種に分類している。新造語については、従来の日本語にないものを作り出したとの分類は大方の文献で一致しているが、借用語との転用語については、分類の基準と語の範疇（庶民の造語であるか、知識人の造語など）によって異なり、統一した分類があるとは言い難い。本稿では知識人の考案した新漢語が中国語の法学用語に与えた影響を述べることを目的とするため、大きく次の二つに分類し特徴を述べる。

- (1) 中国古典にその例を見ることのできる新漢語
- (2) 中国古典にその例を見ることのできない新漢語

まず、(1) 中国古典の影響を受けた新漢語の一例を「経済」という言葉に求める。「経済」は中国古典の『易経』の「経国済民」から来た語として知られている。しかし、新漢語の「経済」は近代経済学の英語 “Economy” の訳語として新たな意味を付加されたものであり、中国古典に見る「経国済民」と、“Economy” との接点は見出しにくい。さらに例を「憲法」にとる。近代語の「憲法」は、英語の “Constitution” に対応する新漢語であるが、古くは『管子』にも見える語である。聖徳太子の十七条憲法を思い起こす向きもあろうが、これは近代憲法の “Constitution” とは内容を異にしているゆえ同列には扱えない。穂積陳重はその点に言及して、「憲法」と言う語が「——近年に至るまでは、現今のように国家の基本法と言う意義には用いられてはおらなかった——」と言及している<sup>(4)</sup>。

次に(2) 中国古典に見ることのできない新漢語の例として「哲学」を挙げる。この語の考案者とされる西周は、始めは英語の “Philosophy” の訳

語として「希<sup>ヒ</sup>哲<sup>ロ</sup>学<sup>ヒ</sup>」をあてていたと言う<sup>(5)</sup>。これは中国古典に例を見ないものである。「希<sup>ヒ</sup>哲<sup>ロ</sup>学<sup>ヒ</sup>」はその後「理学」「窮理学」「希賢学」などを経て最終的に「哲学」に統一された。

「哲学」に限らず、多くの新漢語は数人の考案者によるいくつかの語や同じ考案者による語の改変によって変化し、統一されたものが多い。文字の上でも「権理」から最終的に「権利」に変わった例もある（後述）。

上記の(1)(2)の分類以外にも主として清朝の中国で布教活動をした欧米人宣教師の造語を借用した新漢語もある。これらは、ロブシャイド『英華字典』にその例を見ることができる。飛田良文<sup>(6)</sup>は事物に關した「電報」のような例を挙げ、借用語として分類している。

中国の古典に見ることのできない新漢語が、それを考案した知識人の意識の上でも古典の影響がなかったか、厳密に判定することは不可能である。また、宣教師の翻訳語が巡って日本語に取り入れられた例の他に、日本語、中国語のどちらがその初出か決められないものもあるだろう。しかし、中国の古典を総て考証しながら新漢語を分類することは不可能であり、それをする価値を見出せない。ゆえにここでは、新漢語の多くが中国古典の意味とは異なる西欧近代の学術・制度の意味と対応する漢語語彙である点に留意して次に進む。

### 2-3 法学用語としての新漢語の成立

法学用語の新漢語を述べるにあたり、前述の『法窓夜話』から、法学用語に関する主なものと、その考案者と目される人物がある場合を以下に示す。

- ① 「憲法」初めて用いた人物：箕作麟祥
- ② 「民法」考案者：津田真道
- ③ 「国際法」創定者：箕作麟祥
- ④ 「国際私法」（津田真道は「列国庶民私法」を用いている。いくつかの造語の変遷を経て、「国際私法」に至る）

- ⑤ 「準拠法」
- ⑥ 「経済学」
- ⑦ 「統計学」
- ⑧ 「自由」考案者：江戸幕府通辞 森山多吉郎、『西洋事情』初編、第二編で福沢諭吉が、広める<sup>(7)</sup>。
- ⑨ 「共和政治」考案者：大槻磐溪（「共和制」については、箕作省吾）

この語群から分かるように近代法学の基本となる用語がこの時期に続々と造られ、それらの用語が、ある場合は整備され、また淘汰され、明治22年（1889年）に、日本の法学用語による「大日本帝国憲法」が公布されるまでになるのである。他にも前述の「権利」「義務」また三権分立の基本語である「立法」「司法」「行政」があり、これは鈴木修次の『日本漢語と中国』<sup>(8)</sup>に詳しい。その他、渋沢栄一考案説の「銀行」と言う新漢語、また「社会」「個人」など法の概念に欠かせない語彙も生まれている。

他にも福地源一郎の考案と流布されている接尾辞としての「主義」もやはり、新漢語とされている<sup>(9)</sup>。英語“ism”イズムの転用としての「主義」は、最初は「理」「道」ともされていたが、次第に「主義」が使われるようになり定着していったもののようである。この主義を用いて新たに「社会主義」「資本主義」「共産主義」などの用語が生まれている。

ここで、「主義」を用いた語彙に筆者が納得できないのが、“Democracy”の訳語として「民主主義」を充てたことである。この訳語については、既に多くの識者<sup>(10)</sup>が指摘しているゆえ詳しく述べないが、イズムの訳語としての「主義」と「民主主義」は相容れない。これはやはり「民主制」「民主政体」「民主体制」などと訳したい。

## 2-4 新漢語の効果

これらの新漢語が中国古典から影響を受けながら、淘汰され、改変されて最終的にその語に落ち着いた経緯には法学史上、見るべきものがある

が、個々の新漢語の成立過程についてはこれ以上触れない。しかしながら、法学用語の訳語について明治の法学者が尽力したことは特筆に値する。それを穂積陳重は、次のように語っている。以下、引用する<sup>(11)</sup>。

蘭学者が其始め蘭書を翻訳したときの困難は勿論非常なものであったが、明治の初年に於ける法政学者が、始めて法政の学語を作った苦心も、亦た実に通りではなかった。就中泰西法学の輸入及び法政学語の翻訳鑄造に付ては、吾人は津田真道、西周、加藤弘之、箕作麟祥の四先生に負ふ所が最も多い。津田先生の「泰西國法論」、西先生の「萬國公法」、加藤先生の「立憲政體略」「眞政大意」「國體新論」及び「國法汎論」、箕作先生の「佛蘭西六法」の翻訳などに依って、明治十年前後には邦語で泰西の法律を説明することは辛うじて出来るやうに成ったが、明治二十年頃までは、邦語で法律の学理を講述することはまだ随分難儀の事であった。

このような碩学の労苦により、大学での教科を外国語ではなく、日本語で行うことができることになったと穂積は続けている。

法学に限らず西欧の学術全般について、明治の知識人は新漢語による翻訳を試みている。またそれは、かなり成功したと言ってよい。この西欧語を新漢語に直した理由を歴史資料に求めることは簡単ではない。しかし結果として、今日、日本人の多くが義務教育修了の段階で、西欧近代語の知識を持たずとも学術の諸分野を日本語で学ぶことができる根底には、新漢語の成立が大きく寄与していることと推論する。齋藤毅は、明治の指導者たちが、最終的には、日本語による高等教育を考えついたことを「彼らが、教育というものを植民地的なエリートの養成とは明確に区別していた」<sup>(12)</sup>と言う見解を示している。この齋藤の指摘が当を得ているのは、今日氾濫するカタカナ語の理解度がいかに低いかの統計をみれば一目瞭然である<sup>(13)</sup>。

### 3 新漢語の中国語への浸透

ここでは、日本語の新漢語が中国語へ浸透した過程を述べる。ここで重要なのは、新漢語を中国語へ浸透させたのは誰かと言う点である。それは、まぎれもなく知識人、特に西欧の近代的な学術・思想に関心を持つ清朝の知識人である。

この時代、清朝にも西欧の近代的な学術・制度を取り入れようとした多くの知識人がいたことは言うまでもない。しかし、例外はあるが<sup>(14)</sup>、清朝の知識人の多くは、日本の知識人が近代西欧の学術・制度を自国語に翻訳しようと苦心したように自国語に翻訳することをしていない。彼らは、先に西欧的な近代化を達成させた日本から知識を得るために、西欧の学術・制度について書かれた日本の書物や、既に日本語に翻訳されている西欧の学術書を理解することに努めた。その理由の一つに、日本語の書物には日中両原語に共通の文字である「漢字」が使われているため、西欧の原書から直接に学ぶより、短時間に効果的に知識の吸収が可能だったことが挙げられる。そして知識を吸収しつつ、それらの日本書を自国語である中国語に翻訳した。その際、既に日本語の一部となっていた新漢語が中国語に取り入れられ、中国語に定着することとなったのである。これは、長く漢字・漢語を中国から輸入してきた日本にとって、漢語の逆輸出というべき現象にあたる。

清朝の知識人が、いち早く西欧の近代化を取り入れた日本に関心を持つ契機となるのは、1895年の日清戦争である。日清戦争で、新興国日本に敗れた清朝では、近代化を求める政治改革が少しずつ進む。その中の一つが1898年のいわゆる「戊戌の政変」の契機となる「変法（改革）派」の提唱する政治改革であり、一つが日本への留学生の派遣である。結果としてこの二つが、中国語に新漢語が浸透する素因を作ったと言える。次にこの歴史的事実から導かれる知識人の役割を資料から明らかにしたい。

### 3-1 清朝知識人の役割

戊戌の変法に関わった知識人として、まず名が挙がるのは、康有為と梁啓超である。鈴木修次は、「三権分立」にかかわる言葉として「行政」「立法」「司法」の「政体」、及び、「権利」「義務」という法学用語が日本語から中国語に浸透した過程をとりあげている<sup>(15)</sup>。注目すべきは、康有為と梁啓超の兩人とも「戊戌の政変」を逃れ亡命生活を送っていて、その亡命先の一つが日本であったことである。特に梁啓超は、1898年の戊戌の政変から、1911年（大正元年、民国元年）までのほとんどを日本に住み、清朝の政治改革である「変法」を説く政治・評論活動を行っている。梁啓超の刊行した雑誌に『清議報』『新民叢報』があり、康有為、梁啓超の言論活動によって、新漢語が中国語に浸透する過程を鈴木は考証している。

ここで鈴木は「権利」という政治・法学用語を例に挙げている。「権利」とは、「権勢をもとめ、利益を求め心」の意が『荀子』にあり、性悪説をとる『荀子』にみるこの意味は当然良いものではない。その後も中国古典に使われていた「権利」は中国語の用法としては「力」、「利」、「利権」を示す意味あいの強い語で、清朝の知識人である康有為、梁啓超はこのことを知悉していたはずである。この「権利」と「義務」は、漢訳『萬國公法』の“Right”の訳語の「権利」、「Obligation」「Duties」の訳としての「義務」を日本語に用いたという説がある<sup>(16)</sup>。なお、「義務」の方は中国古典にその例が見えないと鈴木修次は述べている<sup>(17)</sup>。

この中国語の用法の「力」「利」「利権」の意味が少しずつ英語の“Right”の意味に転換する過程を、鈴木修次は康有為の『日本政変考』、『戊戌奏稿』、梁啓超『戊戌政変記』また、『清議報』の論文等から丹念に例を挙げて立証している。

康有為の『日本政変考』は日本の明治維新を戊戌の変法の資料として、日本の明治維新から国会開設までをまとめたものであり、その説明内容には日本語が活用されたのは当然である。梁啓超は前述のように政治・評論活動の性質上、必要な日本語の書物、雑誌などに接し、そこに表れた新漢



語に触れる機会があったことは想像に難くない。彼ら清朝知識人の日本語力についての定かな記述はないが、明治初期までは日中の知識人同士が、漢文を用いて相互理解していたこと、新漢語を用いて書を著した明治の知識人が漢籍に秀でて、漢文調の文体、言い回しを用いていたことを考えあわせると、日本語書物の読解は容易であったと推測する。彼らは自著の中に新漢語を比較的自由に取り入れ、その結果、中国語に新漢語が浸透していったと考えられる。

なお、鈴木修次は前掲書で、明治の知識人が「権利」をあえて「権理」と文字を置き換え、或いは併用して使った理由として、中国古典語の「利」の意味を知る知識人がそれを嫌ったとの見解を示している。

### 3-2 清朝留学生の役割

次に清朝留学生による新漢語の浸透過程を述べる。

清朝政府が留学生を大量に派遣する端緒となったのは、湖広総督であった張之洞が1898年に表した『勸學篇』下<sup>(18)</sup>であることは、良く知られている。この中の日本留学の利点を示した部分を翻訳し、要点を以下にまとめる。

- (1) 西洋の書物を五年読むより、外国へ一年留学すること、中国の学校で三年勉強するより外国の学校で一年勉強するほうが効果的である。
- (2) 留学先としては、日本を勧める。その理由として、小国の日本が明治維新に成功したのは、伊藤博文、山県有朋、榎本武揚、陸奥宗光らは留学生<sup>(19)</sup>であり、西欧諸国で、政治、法学、工学、軍事などを学んで、自国に貢献している。
- (3) 留学先として日本を勧める理由は以下の点である、
  - ① 地理的に近く、留学費用が軽減できる
  - ② 日本語には中国語に類似した点があり、学習が容易である。
  - ③ 風俗習慣が似通っていて(西欧)より適応しやすい
  - ④ 西洋の学問を初手から学ぶより、既にその主要な部分をまとめてある日本の書物から学ぶほうが効率的で

ある。

これは、実質重視の「留学の勧め」と言えるが、清朝の大官僚である張之洞が、西欧の学術・制度に関する分野で、日本が既にその翻訳を成し遂げたことを認め、それを学ばせるために留学生を派遣する計画を持っていたことは明確である。また学習にあたり、漢字・漢語という日中共通の文字・語彙に注目していたことも示している。

これら1898年以後に大量に日本に派遣された清朝の留学生は、派遣側の清朝の官僚の意図とは別に、翻訳活動に従事することになる。清朝官僚の意図と言ったのは、多くの留学生が学問の習得・研究とは別に、派遣側である清朝政府を打倒する政治活動、つまり革命活動を日本で行っていた（革命活動専門の留学生もいた）からである。1905年に東京で成立した「中国革命同盟会」の準備会では、出席者の多くが留学生、元留学生であったことがそれを裏付けている。革命をめざす留学生がその言論・翻訳活動において、日本由来の新漢語を活用した結果、新漢語が中国語に浸透したのは自然の流れと言える。留日学生数も、この頃が最大で、1906年には1万3、4千人を超えていたと言う指摘がある<sup>(20)</sup>。

留学生の翻訳活動に示唆を与えるものとして、黄福慶『清末留日學生』の ①1850～1899年（清朝留学生の大量来日以前の時代）の翻訳書状況と、②1902～1904年（清朝留学生の大量来日時代）の翻訳書状況を見ても（英、米、仏、独、露、日、その他の国からの中国における翻訳書の割合を示したもの）。この分類によると、①の1850～1899年代では、翻訳書の状況は英・米の英書からの翻訳が最も多く、併せて全翻訳書の65%を占めており、日本書からの翻訳は15%ほどである。ところが、②の1902～1904年代になると、日本書からの翻訳が60%を超える。反対に英書からは、英・米を併せても17%に届かない。この翻訳書訳者の総てが留日学生、元学生であったわけではないが、絶対多数を占めていたことは疑いないと、黄福慶は前掲書で述べている<sup>(21)</sup>。

翻訳書の種類について黄福慶は、いま少し詳細に、1880～1904年の日本書の単行本からの翻訳書2204種を分析している。これによると、2204種の内訳は、宗教・哲学関係書が98種（4%）、文学が288種（13%）、社会科学が697種（32%）、歴史地理257種（11%）、自然科学267種（12%）、応用科学396種（18%）雑201種（10%）となっている<sup>(22)</sup>。

ここで注目したいのは、社会科学分野が3割を超えて翻訳書の最大の分野となっている点である。これは、留日学生の専門分野に「法政」が多いこととも関係している<sup>(23)</sup>。また、中国語に浸透した語彙では、法学・政治学用語と周辺の社会科学用語の新漢語が最も多いとする筆者の推論の根拠でもある。そこで次は、中国語に浸透した新漢語を中国語の側から検証したい。

## 4 中国語の法学用語

ここでは、中国語の法学用語が中国語に浸透した新漢語であることを証明するため、まず、中国語における外来語の中で、日本語由来の新漢語と他の外国語由来の語の比較をする。次に新漢語のうち日中共通の語彙を検索して、中国語の法学用語に新漢語が与えた影響を探る。

### 4-1 中国語における外来語

日本語は表記文字として、漢字以外にひらがな、カタカナを有するため、西欧語の語彙を原語に近いカタカナ表記にして日本語に取り入れることが容易である。一方、漢字を唯一の表記文字とする中国語は、外来語を表記する場合にも当然、漢字を用いる。例えば、欧米人の人名、地名、会社名などの固有名詞の表記も漢字で表すため、中国語文では、そのような固有名詞に下線を引いて、他の語彙との混同を避ける工夫をしている。中国・台湾・香港のTVでは外国映画の字幕などには、必ず固有名詞に下線部を引いてある。ニュース番組においても同様である。表記の一例を挙

げると、米国大統領ブッシュは、「布什」であり、カタカナの会社名、例えばソニーは、香港では「新力」、中華人民共和国では「索尼」と表記される。これは原音に近い漢字をあてた、いわゆる仮借文字である。

中国語に入った外来語のうち、日本以外の地域からの語彙は、この音訳によるものが多く、上記の例でわかるように本来の中国語ではないとすぐ分かる。しかし、日本語から入ったものは、新漢語となって同じ文字を使用するため外来語という意識が希薄になりやすい。さらに、既に述べたように初出が日本語か中国語か決められないものもあり、日本語由来のものが外来語として意識されることは、中国語文化圏では極めて少ない。その中で、1958年、中華人民共和国で発表された高名凱、劉正棧による“現代漢語外来詞（現代中国語の外来語）研究”<sup>(24)</sup>は、中国の研究者による外来語の研究であり、いわば、「中国人が認めた中国語における外来語」の研究でもあり、これは「中国人が認めた日本語由来の新漢語」に繋がる。この資料を中心に稿を進める。

まず、前掲書より作成した中国語にある外来語の割合を由来となる外国語別に比較した表 I を見てみる。

表 I 中国語の外来語数（1270語）の外国語別比較

語名	英語	日本語	フランス語	ロシア語	ドイツ語	スペイン語	イタリア語	インドネシア語	少数民族語			総計
									チベット語	モンゴル語	ウイグル語	
語数	548	458	78	60	23	16	15	2	21	33	16	1270
率%	43.1	36.1	6.1	4.7	1.9	1.2	1.2	0.2	1.7	2.6	1.2	100

(高名凱、劉正棧“現代漢語外来詞研究”第四章第二節より作成)

対象は、現代中国語にある外来の事物・概念を調査した1270の語である。表 I の総数1270語のうち、英語が547語で全体の43.1%で1位、次が日本語の458語、36.1%で、この二言語併せて1006語となり、全体の80%近くを占め、3位以下を大きく引き離している。なお、この中のチベット

語、モンゴル語、ウィグル語は、中華人民共和国の少数民族言語として扱われている。次に、同じく前掲書より作成した表IIを見てみる。

表II 中国語の外来語全体に占める分野別の日英両語数の比較

項目 語名	政治	文学芸術	幣制	哲学	経済	度量衡	化学	文学・教育	医薬	法律	社会	物理	軍事	動植物	数学	外交	その他
英語	23	51	51	12	21	37	57	23	35	0	17	14	13	17	2	1	32
日語	39	12	0	61	47	0	7	27	12	39	17	23	23	4	9	6	84
全体	115	94	84	76	73	73	65	54	48	39	49	42	42	24	14	7	132

(同前掲書より作成、太字は外来語全体での最高値を示す)

表IIは、1270の外来語を政治、経済、文学芸術、飲食、服飾等の29項目別に分類したものを、外来語のなかで1位と2位の英語と日本語に限って比較対照したものである。

これによると、英語由来の外来語と日本語由来の外来語では、語の属する分野が異なっていることが分かる。英語由来の語は、幣制、度量衡などの単位を扱う項目、医学、薬学、また、化学、動植物学の項目に多い。一方、日本語由来の語は、政治、法律、経済、哲学の分野に多く見られる。なかでも法律の項目は外来語全体、39語のうちすべてが日本語である。個々の語については次の節で考証するが、ここでは英語由来の語の特徴について述べる。

幣制、度量衡などの単位を表す語が英語由来であるのは、単位にはその国固有のものを使用することが多く、制度として新しく取り入れる場合以外に造語する必要がないためである（日本は古くから尺貫法を用い、それには漢字をあてた。その後に取り入れたメートル法には、カタカナ語をあてている。現在の中国では、古くからの度量衡である斤を表記文字としては用いながら内容にはメートル法をあてている）。この英語の度量衡の単位は、英語の

ヤード・ポンドなどを中国語文中に示す場合にのみ使用する語で、普通の生活で使われることはないであろう。

また、医学・薬学用語が日本語に少く英語に多いのは、近代化以前に中国医学がすでにいわゆる漢方医学として確立しており、「五臓六腑」に代表されるような日本の医学の基本概念・用語のほとんどが、中国語からの輸入であり、この分野においては、西欧の概念を日本語に訳出したものは多くないゆえである。薬学についても同様なことが言える。英語から取り入れた医学・薬学用語は、それ以外の新知識・事物の用語と見られる。動植物についても医学・薬学、或いは度量衡と同様の経緯があったと考えられる。

最後に化学の項目の語について触れる。化学の外来語65語のうち、57語が英語で、7語が日本語、英語が1位、日本語が2位でこの両言語で、99%を占める。しかし収録語の内容を仔細に見ていくと、英語と日本語では、語の性格が異なることがわかる。日本語収録の語は、「化学」「無機」「有機」「周期」「瀝青」と言った化学の基本概念語である。それに対し英語は「阿摩尼亞」(ammonia, アンモニア)「遍西尼」(benzene, ベンジン、ベンゼン)「尼竜」(nylon, ナイロン)などで、それまで中国になかった新事物を表す語が多い。これらはみな音訳語であり、現在の日本語ではすべてカタカナで表記されている。

#### 4-2 外来語としての日本語

英語由来の外来語に対し、日本語由来の語は、学術の基本概念語が多いことは前節で述べた。ここでは、漢字という共通文字を有する日本語を中国語ではどのような基準で外来語と認めたかに触れたい。

高名凱、劉正棧の前掲書によると、日本語由来の外来語は、語の持つ意味・特徴により、次の3種に分けられている<sup>(25)</sup>。以下訳出する。

- (1) 純粹の日本語（語自体が、日本語の事物や表現を表したもので、欧米語の翻訳語ではないもの）：場合、場所、見習、内容、例外、特別、必

要、武士道、但書、取締、打消、手続 など91語

(2) 日本人が欧米の語彙を意識するのに中国の古典語からの語彙を使用したものを現代中国語の中に取り入れたもの：文学、文化、保険、法律、自由、革命、共和、社会 など67語

(3) 日本人が、漢字を組み合わせ、欧米の語彙を意識または、部分的に音訳したものを現代中国語の中に取り入れたもの：美学、抽象、断交、議会、批判、科学、客観、民主 など300語

分類(1)のうち、「武士道」が純粹の日本語であることは、日中両言語から、すぐ理解できる。場所、内容、例外、特別などが日本語由来の語であることには、日本語側にも中国語側にも驚く向きがあろう。これらは、現代中国語文で使用頻度の高い語であり、中国語側にとって、外来語としての認識はないものと考えられる。「取締」「打消」などについては別の機会に詳しく述べるが、字と語の持つ本来の意味から中国語由来でないことが歴然と分かる語である。

分類(2)と(3)には、「新漢語」から取り入れた語で、法学用語とその周辺の用語の多くが入っている。次節で詳しく述べる。

#### 4-3 法学用語における日中共通語彙

ここでは、法学用語・社会科学関係用語のうち、日中共通語彙と認めている主たるものを高名凱、劉正棧による前掲書の458語から取り出し、分析する。法学用語・社会科学用語としたのは、法学用語としてのみ使用される語と、政治学、経済学用語として、或いは、商学、会計学用語として使われるものとの境界線を引くことが難しいためであり、また、厳密に線引きをすることに、特に価値を見出さないゆえである。

前節の(1)～(3)までの分類ごとに主な語彙を列挙する。

(1) 執行、処刑、侵害、申請、取締、手続

- (2) 権利、法律、故意、議決、革命、共和、労働、政治、社会、経済、階級、会計、自由、計画、検討、支持、主席、手段、抗議、
- (3) 傍証、引渡、否認、判決、法学、法医学、法科、法廷、保釈、自白、刑法、出訴、拘留、即決、義務、登記、投票、特許、断交、談判、判定、脱党、独裁、独占、動産、不動産、議会、議員、軍事、反革命、破産、法人、保証、企業、民主、領土、領海、領域、領空、侵犯、最後通牒、制裁、政府、総理、政策、政党、特権、承認、肯定、否定、仮定、免除、互惠、自治、寡頭政治、警察、公証人、請願、商業、有価証券、財政、財閥、財団、財務、専売、右翼、左翼、原則、軍国主義、共産主義

ここで、注視したいのは、「法学」「法律」「法医学」「法科」「刑法」などの学術名にもなる基本概念語彙、「執行」「処刑」「拘留」「判決」「保釈」「自白」と言った裁判に繋がる法学用語、また、「権利」「義務」「自由」「民主」などの基本法概念が日本語由来の語彙という事実である。さらに「共産主義」「軍国主義」「革命」「反革命」に見られる政治・社会体制用語、外交・軍事では「領海」「領空」「侵犯」も日中共通語彙である。さらに法的な手段・手続きに必要な「請願」「登記」「承認」もある。ついでながら、「手段」「手続」と言う日本語由来の語も現代中国語に定着している。

前章までで、「立法」「司法」「行政」の三権分立にかかわる用語、また「憲法」も日本語由来の語であることを先行研究から示した。しかし、ここには上記の語は含まれていない。その理由は、ここで取り上げた語を、中国側研究者が認めた語彙に限ったからである。繰り返すが、日本語、中国語のどちらが初出か、決めにくいものが日中共通語彙に多々存在するため、個々の語の段階では、研究者により見解がことなることは必然である。さねとうけいしゅうは「中華人民共和国憲法」を例に挙げ、このうち、「中華」という固有名詞を除き、「共和国」「憲法」は、日本語由来の



語彙だと指摘している<sup>(26)</sup>。個々の語彙については日中の研究者の共同研究が望まれる分野であろう。

#### 4 おわりに

本稿では、主として明治20年代頃までに造られた新漢語、その中でも特に法学用語が中国語に取り入れられ、中国語の語彙として定着した過程を通史的に見て来た。現在、法学用語に日中共通の語彙が多いと言う点、中国語の法学用語の多くが日本語由来の語であることを、使用する日本語側も中国語側も意識しないまでになっている。これは、中国語を第一言語とする法学分野の学習者、研究者にとって非常な利点である。

しかしながら、学術用語・専門用語と言うものは、辞書的な意味を把握すれば理解できるというものではない。これに関し穂積陳重は「民権」と言う語について「民権の意義を解せず」と特に項を設けて以下のような逸話を紹介している。明治3年に太政官制度局が民法編纂会を開き、箕作麟祥にフランス民法を翻訳させた。その時に、ドロワ・シヴィル (Droit civil) を「民権」と訳したことに對し、編纂会の会員らが「民に権があるとは何の事だ」という議論が起こったという話である<sup>(27)</sup>。

「民権」と言う語は、「自由民権運動」などで知られる明治政治学史上の鍵となる言葉である。それが造語された当初は、編纂会の委員にすら理解しがたい用語であったことをこの逸話は端的に示している。「共和」と言う語もまた同様の許容しがたい語であったことがいくつかの文献にある<sup>(28)</sup>。これから類推するに、第二次世界大戦の敗戦後の一時期、「民主主義」という言葉が日本社会を席卷した際、それを口にし、文にした人々のどのくらいが“Democracy”の意義を理解し、自家薬籠中のものにできたかと言う疑問を筆者は以前から持っている。また、「権利」と「義務」と言う対応する概念語の現代社会での認識度について考えると、「選挙する権利」を理解し得得しえても、「選挙する義務」について理解が及んでい

るか疑問である。また、「義務」の側面から考えると、「納税の義務」という言葉からは「納税の権利」は更に導きにくいと推測する。これは、最初に造語されたのが「払税者」(Tax Payer)ではなく「納税者」であったためであろう。

中国語に入った法学用語についても同様のことが言える。言葉として法学用語が定着しても、言論統制がある国家の場合、「民主」「言論の自由」等の語の理解度、国政選挙の存在の有無から導き出される「選挙する権利」の意識、さらに官僚の汚職、賄賂の横行する社会における「税の使途」への信頼度から生まれる「納税の義務」意識等、懸念する部分が多々見えてくる。

マックス・ヴェーバーは、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で、資本主義が、古代から高度に商業が発展した中国、オリエントといった地域でなく、禁欲を旨とするプロテスタンティズムの倫理が浸透していた地域で成立したことに着目している。それを援用すると、「商売上手な民」が「資本主義」を理解できるとは限らない。「商売」と「資本主義」とは全く異なるものであり、それを理解するには用語の翻訳だけでなく、用語の持つ概念の理解と人々への浸透努力が必要である。

法学用語もこれ同様に浸透に努力を要するものである。筆者は、法学用語を人口に膾炙させ、定着させる目的の一つは「法治」と言う概念の社会への浸透であると考えている。それには法制度の整備のみならず、社会への啓蒙活動が必要であり、市民の議論が不可欠である。そうすることで「法治社会」に住む人々の「法」に対する信頼感が形成される。このことは、法学やその周辺に携わる者にとっての使命でもあろう。

日中の法学用語に共通語彙が多いと言う点で、中国語を第一言語とする学習者と接している筆者は、表面的な語彙の理解の奥にある概念の理解、或いは誤解に問題意識を持ち続けている。本稿では、中国語の法学用語の多くが日中共通の語彙であり、日本語由来の語彙であること立証してきたが、今回は、中国語文化圏においての日中共通の法学用語の使用実態と、

概念の理解についてさらに紹介し、学習者、研究者にこの分野における方向を示したい。

## 注

- (1) 中華人民共和国、台湾、香港、シンガポールなどの地域出身の学習者を対象とする。誤解を生みやすい母語、母国語と言う表現はしない。
- (2) 拙稿「新漢語成立事情」『東海大学紀要』8号 東海大学留学生教育センター 1988
- (3) 山田孝雄『國語の中に於ける漢語の研究』寶文館 1940
- (4) 穂積陳重『法窓夜話』岩波書店 1980 p.176
- (5) 齋藤毅『明治のこぼれ一東から西への架け橋一』講談社 1978
- (6) 飛田良文『明治生まれの日本語』淡交社 2002
- (7) 鈴木修次『日本漢語と中国』中央公論社 1981
- (8) 鈴木修二 前掲書
- (9) 齋藤毅 前掲書
- (10) 岡野加穂留氏他の意見
- (11) 穂積陳重 前掲書 pp.170-172
- (12) 齋藤毅 前掲書 p.22
- (13) 国立国語研究所の調査等による
- (14) 鈴木修次 前掲書 に清末に嚴復と言う人物が編み出した中国語による翻訳語が詳しい。
- (15) 鈴木修次 前掲書
- (16) 飛田良文 前掲書
- (17) 鈴木修次 前掲書
- (18) 張之洞『勸學篇』(復刻版)台北 台北玄海出版社 1967
- (19) 榎本はオランダ留学生出身であるが、伊藤を留学生出身と考えるのには賛成できない。特に根拠があって留学生としたのではないと考える。
- (20) さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』くろしお出版 1960
- (21) 黄福慶『清末留日學生』台北 台北中央研究院近代研究所 1975 pp.183-185
- (22) 同前 p.180
- (23) 同前 p.181
- (24) 高名凱、劉正棧『現代漢語外来詞研究』北京 北京文字改革出版社 1958
- (25) 同前
- (26) さねとうけいしゅう 前掲書 p.403

(27) 穂積陳重 前掲書 p. 214

(28) 齋藤毅 前掲書 他

**参考文献**（注に挙げたものは除く）

- 1) 鈴木修次『文明のことば』文化評論社 1981
- 2) マックス・ヴェーバー著、大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫 1989
- 3) 林大・碧海純一郎編『法と日本語』有斐閣新書 1981
- 4) 史群編著『新編日語外来語詞典』北京 商務印書館 1982

\* 引用文献はできるだけ原文に忠実にしたが、本稿の性格上、中国語の文字は、現在中国で使われている簡体字を用いず、日本の文字を用いた。

2007年1月20日